

広島県告示第百三十九号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正し、平成二十五年二月二十八日から施行する。

平成二十五年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表西部工業技術センターの項中

101	切削FEMシミュレーション装置	〃	八〇〇円	を
101	切削FEMシミュレーション装置	〃	八〇〇円	に改め、同表東部工業
102	複合サイクル試験機	一回（二四時間以内）	八、五〇〇円	に改め、第二号の表西
技術センターの項中				
16	マニユアルボールワイヤーボンダ	〃	八〇〇円	を
16	マニユアルボールワイヤーボンダ	〃	八〇〇円	に改め、第二号の表西
17	圧縮成形機（電熱・水冷式）	〃	一、一〇〇円	を
部工業技術センターの項中				
(五)	促進耐侯性試験 紫外線	〃	五、五〇〇円	試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに四、八〇〇円を加算する。
(六)	複合サイクル試験	〃	一二、二〇〇円	1 試験期間が一日を超える場合

改める。

---

---

---

---

は、その一日を  
超える一日まで  
ごとに八、八〇  
〇円を加算する。  
2 一件につき二  
試験以上試験す  
る場合は、二試  
料目から一試料  
ごとに九〇〇円  
を加算する。

に